

令和 4 年 6 月

第 7 回尼崎市議会定例会議案

目 次

< 予算 >

議案第 65 号 令和 4 年度尼崎市一般会計補正予算（第 1 号）

議案第 66 号 令和 4 年度尼崎市一般会計補正予算（第 2 号）

< 条例 >

議案第 67 号 尼崎市市税条例等の一部を改正する条例について

議案第 68 号 尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 69 号 尼崎市職員の厚生制度に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 70 号 尼崎市職員の選挙業務特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 71 号 尼崎市選挙公営条例の一部を改正する条例について

議案第 72 号 尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 73 号 尼崎市立クリーンセンター条例の一部を改正する条例について

議案第 74 号 阪神尼崎駅周辺公共施設を一体的に管理するための関係条例の整備に関する条例について

議案第 75 号 尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について

< その他 >

議案第 76 号 尼崎市総合計画の策定について

議案第 77 号 事業契約の変更について（市営武庫 3 住宅第 2 期（宮ノ北住宅）建替事業）

予 算

議案第65号

令和4年度尼崎市一般会計補正予算（第1号）

令和4年度尼崎市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,555,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ212,552,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月7日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
40 国庫支出金		53,847,364	1,555,700	55,403,064
	10 国庫補助金	7,647,442	1,555,700	9,203,142
歳入合計		210,997,000	1,555,700	212,552,700

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
15 民生費		108,708,662	1,555,700	110,264,362
	05 社会福祉費	41,502,928	870,700	42,373,628
	10 児童福祉費	32,151,369	685,000	32,836,369
歳出合計		210,997,000	1,555,700	212,552,700

一 般 会 計

予 算 説 明 書

(補 正 1 号)

議65-4

歳入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
40 款 国庫支出金	53,847,364	1,555,700	55,403,064			
10 項 国庫補助金	7,647,442	1,555,700	9,203,142			
15 目 民生費補助金	3,290,101	1,555,700	4,845,801	新型コロナ ウイルス感 染症セーフ ティネット 強化交付金	685,000	○ (こども青少年局) 補助率 10/10 低所得の子育て世帯に対する特別給付金の 支給に伴う補正 685,000
				住民税非課 税世帯等臨 時特別給付 事業費補助 金	870,700	○ (総務局) 補助率 10/10 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付 金の給付に伴う補正 870,700

歳 出
15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 款 民生費	108,708,662	1,555,700	110,264,362	特定財源 1,555,700 一般財源 0			
05 項 社会福祉費	41,502,928	870,700	42,373,628	特定財源 870,700 一般財源 0			
05 目 社会福祉総 務費	22,226,246	870,700	23,096,946	国庫支出金 870,700	10 需 用 費	968	○ 住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付関係 事業費（総務局） 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 の給付に伴う補正
					11 役 務 費	1,913	
					12 委 託 料	37,819	
					18 負担金、補 助及び交付 金	830,000	

議65-6

歳 出
15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 項 児童福祉費	32,151,369	685,000	32,836,369	特定財源 685,000 一般財源 0			
05 目 児童福祉総 務費	17,189,450	685,000	17,874,450	国庫支出金 685,000	10 需 用 費	1,454	○ 子育て世帯生活支援特別給付事業費（こども 青少年局） 低所得の子育て世帯に対する特別給付金の支 給に伴う補正
					11 役 務 費	2,363	
					12 委 託 料	4,983	
					18 負担金、補 助及び交付 金	676,200	

--

議案第66号

令和4年度尼崎市一般会計補正予算（第2号）

令和4年度尼崎市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,041,748千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ213,594,448千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月7日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
40 国庫支出金		55,403,064	799,081	56,202,145
	05 国庫負担金	46,025,830	35,806	46,061,636
	10 国庫補助金	9,203,142	763,275	9,966,417
45 県支出金		14,646,562	226,412	14,872,974
	10 県補助金	2,393,410	226,412	2,619,822
65 繰越金		1	15,200	15,201
	05 繰越金	1	15,200	15,201
70 諸収入		6,838,663	1,055	6,839,718
	30 雑入	6,067,812	1,055	6,068,867
歳入合計		212,552,700	1,041,748	213,594,448

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		17,314,967	11,449	17,326,416
	05 総務管理費	13,899,159	11,449	13,910,608
15 民生費		110,264,362	359,627	110,623,989
	05 社会福祉費	42,373,628	358,572	42,732,200
	10 児童福祉費	32,836,369	1,055	32,837,424
20 衛生費		18,068,127	626,172	18,694,299
	05 保健衛生費	9,274,905	435,780	9,710,685
	20 環境保全費	398,935	190,392	589,327
25 労働費		160,021	16,500	176,521
	10 労働諸費	160,021	16,500	176,521
35 商工費		1,356,669	18,000	1,374,669
	05 商工費	1,356,669	18,000	1,374,669
50 教育費		17,925,992	10,000	17,935,992
	20 高等学校費	2,201,375	5,000	2,206,375
	35 社会教育費	1,015,350	5,000	1,020,350
歳出合計		212,552,700	1,041,748	213,594,448

一 般 会 計

予 算 説 明 書

(補 正 2 号)

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
10 項 国庫補助金	9,203,142	763,275	9,966,417			
10 目 総務費補助金	1,338,601	258,178	1,596,779	新型コロナ ウイルス感 染症対応地 方創生臨時 交付金	258,178	○ (総合政策局) 補助率 10/10 258,178 新型コロナウイルス感染症対応にかかる事 業実施に伴う補正
15 目 民生費補助金	4,845,801	188,200	5,034,001	新型コロナ ウイルス感 染症セーフ ティネット 強化交付金	188,200	○ (健康福祉局) 補助率 10/10 188,200 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立 支援金の支給に伴う補正
20 目 衛生費補助金	1,408,343	316,897	1,725,240	地域脱炭素 移行・再エ ネ推進交付 金	190,392	○ (経済環境局) 環境省が公募した第1回脱炭素先行地域に 190,392 おいて提案事業を実施する事業者に対する 補助に伴う補正

歳 入

45 県支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
45 款 県支出金	14,646,562	226,412	14,872,974			
10 項 県補助金	2,393,410	226,412	2,619,822			
10 目 総務費補助金	-	2,000	2,000	特殊詐欺対 策事業費補 助金	2,000	○ (危機管理安全局) 補助率 1 / 3 2,000 自動録音機能付電話機等の購入経費の補助 に伴う補正
15 目 民生費補助金	2,216,984	170,372	2,387,356	老人福祉費 補助金	170,372	○ (健康福祉局) 補助率 10 / 10 170,372 感染症が発生した事業所等に対する利用者 へのサービス継続に必要な経費の一部補助 に伴う補正
20 目 衛生費補助金	53,569	54,040	107,609	新型コロナ ウイルス感 染症緊急包 括支援交付 金	54,040	○ (健康福祉局) 補助率 10 / 10 54,040 新型コロナウイルス感染症対応にかかる事 業実施に伴う補正

議66-10

歳入

65 繰越金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰越金	1	15,200	15,201			
05 項 繰越金	1	15,200	15,201			
05 目 繰越金	1	15,200	15,201	繰越金	15,200	○ (資産統括局) 補正財源として繰越金を補正 15,200

歳 入

70 諸 収 入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
70 款 諸 収 入	6,838,663	1,055	6,839,718			
30 項 雑 入	6,067,812	1,055	6,068,867			
20 目 雑 入	6,067,809	1,055	6,068,864	その他の雑 入	1,055	○ (こども青少年局) 保育所における使用済み紙おむつの処分に 1,055 伴う補正

議66-12

歳 出
10 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明	
					区 分	金 額		
10 款 総 務 費	17,314,967	11,449	17,326,416	特定財源 6,249 一般財源 5,200				
05 項 総務管理費	13,899,159	11,449	13,910,608	特定財源 6,249 一般財源 5,200				
60 目 企 画 費	248,427	5,200	253,627	一般財源 5,200	8 旅 費	150	○ 旧かんなみ地域環境改善事業費（都市整備局） 旧かんなみ地域の環境改善に向けた地権者調 査及び説明会の実施に伴う補正	5,200
					10 需 用 費	102		
					11 役 務 費	118		
					12 委 託 料	4,730		
					13 使用料及び 賃借料	100		
61 目 市民活動推 進費	1,330,492	6,249	1,336,741	国庫支出金 4,249 県支出金 2,000	10 需 用 費	39	○ 街頭犯罪防止等事業費（危機管理安全局） 自動録音機能付電話機等の購入経費の補助に 伴う補正	6,249
					11 役 務 費	210		
					18 負担金、補 助及び交付 金	6,000		

歳 出
15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 款 民生費	110,264,362	359,627	110,623,989	特定財源 359,627 一般財源 0			
05 項 社会福祉費	42,373,628	358,572	42,732,200	特定財源 358,572 一般財源 0			
05 目 社会福祉総 務費	23,096,946	188,200	23,285,146	国庫支出金 188,200	11 役 務 費	785	○ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支 援金給付関係事業費（健康福祉局） 188,200 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支 援金の支給に伴う補正
					12 委 託 料	26,335	
					18 負担金、補 助及び交付 金	161,080	
20 目 老人福祉費	2,171,526	170,372	2,341,898	県支出金 170,372	18 負担金、補 助及び交付 金	170,372	○ 介護サービス確保支援事業費（健康福祉局） 170,372 感染症が発生した事業所等に対する利用者へ のサービス継続に必要な経費の一部補助に伴 う補正

議66-14

歳 出
15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 項 児童福祉費	32,836,369	1,055	32,837,424	特定財源 1,055 一般財源 0			
20 目 保育所費	324,497	1,055	325,552	その他 1,055	12 委 託 料	1,055	○ 公立保育所維持管理事業費（こども青少年局 ） 保育所における使用済み紙おむつの処分に伴 う補正

--

歳 出
20 衛生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
20 款 衛生費	18,068,127	626,172	18,694,299	特定財源 626,172 一般財源 0			
05 項 保健衛生費	9,274,905	435,780	9,710,685	特定財源 435,780 一般財源 0			
10 目 感染症対策 費	1,035,463	273,469	1,308,932	国庫支出金 219,429 県支出金 54,040	7 報 償 費	6,000	○ 感染症対策事業費（健康福祉局） 273,469 人材派遣を活用した保健所業務の効率化等に 伴う補正
					10 需 用 費	840	
					12 委 託 料	260,712	
					13 使用料及び 賃借料	5,822	
					18 負担金、補 助及び交付 金	95	
15 目 予防接種費	3,213,691	162,311	3,376,002	国庫支出金 162,311	12 委 託 料	149,126	○ 新型コロナウイルスワクチン接種事業費（健 康福祉局） 162,311 新型コロナウイルスワクチン4回目接種の実 施に伴う補正
					19 扶 助 費	13,185	

議66-16

歳 出
20 衛生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
20 項 環境保全費	398,935	190,392	589,327	特定財源 190,392 一般財源 0			
10 目 環境対策費	172,088	190,392	362,480	国庫支出金 190,392	18 負担金、補助及び交付金	190,392	○ 脱炭素社会推進事業費（経済環境局） 190,392 環境省が公募した第1回脱炭素先行地域において提案事業を実施する事業者に対する補助に伴う補正

歳 出
25 労働費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
25 款 労働費	160,021	16,500	176,521	特定財源 16,500 一般財源 0			
10 項 労働諸費	160,021	16,500	176,521	特定財源 16,500 一般財源 0			
05 目 労 政 費	160,021	16,500	176,521	国庫支出金 16,500	12 委 託 料	16,500	○ 雇用創造支援事業費（経済環境局） 市内企業の魅力発信・情報発信の実施に伴う 補正 16,500

議66-18

歳 出
35 商工費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
35 款 商 工 費	1,356,669	18,000	1,374,669	特定財源 18,000 一般財源 0			
05 項 商 工 費	1,356,669	18,000	1,374,669	特定財源 18,000 一般財源 0			
10 目 商工業振興 費	733,896	18,000	751,896	国庫支出金 18,000	12 委 託 料	3,000	○ 中小企業スキルアップ支援補助金関係事業費 (経済環境局) 従業員の能力向上を図るための研修・講座及 び資格取得等に関する経費の一部補助に伴う 補正
					18 負担金、補 助及び交付 金	15,000	

歳 出
50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
50 款 教育費	17,925,992	10,000	17,935,992	特定財源 0 一般財源 10,000			
20 項 高等学校費	2,201,375	5,000	2,206,375	特定財源 0 一般財源 5,000			
10 目 全日制高等学校管理費	223,581	5,000	228,581	一般財源 5,000	17 備品購入費	5,000	○ 全日制高等学校教材費（教育委員会事務局） 市立高等学校で使用する楽器の購入に伴う補 正 5,000

議66-20

歳 出
50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
35 項 社会教育費	1,015,350	5,000	1,020,350	特定財源 0 一般財源 5,000			
15 目 図書館費	271,485	5,000	276,485	一般財源 5,000	17 備品購入費	5,000	○ 図書等購入事業費（教育委員会事務局） 5,000 中央図書館、北図書館、ユース交流センター に配架する図書の購入に伴う補正

条 例

議案第 67 号

尼崎市市税条例等の一部を改正する条例について

尼崎市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市市税条例等の一部を改正する条例

(尼崎市市税条例の一部改正)

第 1 条 尼崎市市税条例（昭和 25 年尼崎市条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 13 項中「特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の特定配当等申告書（次に掲げる申告書で市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものをいう。以下この項及び第 25 条第 4 項において同じ）」を「第 27 条第 1 項に規定する確定申告書で前年分の所得税に係るもの（以下この条及び第 25 条において「前年所得税確定申告書」という）」に改め、「（当該特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第 15 項中「特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（第 13 項各号に掲げる申告書で市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものをいう。以下この項及び第 25 条第 4 項において同じ。））」を「前年所得税確定申告書」に改め、「（当該特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削り、同項ただし書を削る。

第 25 条第 4 項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「前年所得税確定申告書」に改める。

第 26 条第 1 項ただし書中「同法第 2 条第 1 項第 33 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が 9,000,000 円以下である者に限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第 314 条の 2 第 1 項第 10 号の 2 に規定する自

己と生計を一にする配偶者をいい、前年の合計所得金額が950,000円以下である者に限る。)で控除対象配偶者(法第292条第1項第8号に規定する控除対象配偶者をいう。)に該当しないもの」に改める。

第27条第1項中「の者」を「に掲げる者」に、「の確定申告書(以下本条)」を「に規定する確定申告書(以下この条)」に、「には、本節」を「(令で定める場合を除く。))には、この節」に改め、同条第2項中「当該」を「その」に、「事項は」を「事項(省令で定める事項を除く。))は」に改め、同条第3項中「には、」の次に「その」を加える。

第27条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が10,000,000円以下である者に限る。)の自己と生計を一にする配偶者(青色事業専従者に該当する者で第19条第3項に規定する給与の支払を受けるもの及び事業専従者に該当する者を除き、合計所得金額が1,330,000円以下である者に限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第27条の2第3項及び第4項中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改める。

第27条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が9,000,000円以下である者に限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(法第292条第1項第6号に規定する退職手当等をいう。第5款を除き、以下同じ。))(第35条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者で合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。)をいう。以下この項において同じ。)又は」を、「をいう。))」の次に「で退職手当等に係る所得を有しないも

の」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第27条の3第3項及び第4項中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改める。

第29条第5項第2号中「、磁気テープ」を削る。

第33条の8第17項中「第321条の8第61項」を「第321条の8第63項」に、「添付書類記載事項（法第321条の8第60項）」を「添付書類記載事項（法第321条の8第62項）」に改め、同項ただし書中「法第321条の8第60項」を「同条第62項」に改め、「、磁気テープ」を削り、同条第20項中「第321条の8第64項後段」を「第321条の8第66項後段」に改め、同条第23項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改め、同条第24項中「第321条の8第64項後段」を「第321条の8第66項後段」に改め、同項ただし書中「同条第64項後段」を「同条第66項後段」に改める。

第35条中「退職手当等（」の次に「法第292条第1項第6号に規定する退職手当等をいい、」を加え、「本款」を「この款」に改める。

第49条中「昭和38年1月2日から令和4年3月31日」を「令和4年4月1日から令和6年3月31日」に、「で令」を「（住宅の新築に係る都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第88条第1項の規定による届出に係る同条第3項の規定による勧告を受けた者が、同条第5項の規定により当該勧告に従わなかった旨を公表された場合における当該勧告に従わないで新築した住宅（その敷地の用に供する土地の全部又は一部が同項に規定する区域に含まれるものに限る。）を除く。以下この条及び次条において同じ。）で令」に改める。

第50条中「昭和39年1月2日から令和4年3月31日」を「令和4年4月1日から令和6年3月31日」に改める。

附則第10項第2号中「4分の3」を「5分の4」に改め、同項第

3号中「附則第15条第16項本文」を「附則第15条第15項本文」に改め、同項第4号中「附則第15条第16項ただし書」を「附則第15条第15項ただし書」に改め、同項第5号中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同項第6号中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同項第7号中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同項第8号中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同項第9号中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同項第10号中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同項第11号中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第26項第1号」に改め、同項第12号中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第26項第2号」に改め、同項第13号中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第26項第3号」に改め、同項第14号中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同項第15号中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同項第16号中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同項第17号中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同項第18号中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同項中第19号を第20号とし、第18号の次に次の1号を加える。

(19) 法附則第15条第44項 4分の3

附則第21項中「法第317条の3第1項の」を「第27条第1項に規定する」に改め、附則第22項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改め、附則第54項中「第10条第2号」を「第11条第1項」に改め、附則第66項の見出し中「熱損失防止改修住宅又は熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等住宅又は熱損失防止改修等専有部分」に改め、同項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修

専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「係る改修工事」を「係る熱損失防止改修工事等（同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等をいう。以下この項及び附則第69項において同じ。）」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、附則第69項の見出し中「特定熱損失防止改修住宅又は特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅又は特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に改め、同項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「係る改修工事」を「係る熱損失防止改修工事等」に、「附則第7条11項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、附則中第78項の前の見出し、同項及び第79項を削り、第80項を第78項とする。

（尼崎市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 尼崎市市税条例等の一部を改正する条例（令和元年尼崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条のうち尼崎市市税条例第25条第5項に後段として加える改正規定中「同項の申告書に係る年度分」を「前年所得税確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第3条 尼崎市市税条例等の一部を改正する条例（令和3年尼崎市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち尼崎市市税条例第27条の3第1項の改正規定を次のように改める。

第27条の3第1項中「又は扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しないものを除く」を「有するものに限る」に改める。

第2条のうち尼崎市市税条例附則第80項を削る改正規定中「附則第80項」を「附則第78項」に改める。

付則第1項第2号及び第5項中「附則第80項」を「附則第78

項」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中尼崎市市税条例附則第54項の改正規定 令和4年10月1日
 - (2) 第1条中尼崎市市税条例第27条の2の見出し、同条第1項、第3項及び第4項、第27条の3の見出し、同条第1項、第3項及び第4項並びに附則第22項の改正規定並びに同条例附則中第78項の前の見出し、同項及び第79項を削り、第80項を第78項とする改正規定並びに第3条及び次項から付則第4項までの規定 令和5年1月1日
 - (3) 第1条中尼崎市市税条例第19条第13項及び第15項、第25条第4項、第26条第1項ただし書並びに第27条第2項の改正規定並びに付則第5項の規定 令和6年1月1日

(個人の市民税に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の尼崎市市税条例（以下「改正後の条例」という。）第27条の2の規定は、令和5年1月1日以後に支払を受けるべき給与（同条第1項に規定する給与をいう。以下この項において同じ。）について提出する扶養親族等申告書（同条第3項に規定する扶養親族等申告書をいう。）について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した扶養親族申告書（第1条の規定による改正前の尼崎市市税条例（以下「改正前の条例」という。）第27条の2第3項に規定する扶養親族申告書をいう。）については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第27条の3の規定は、令和5年1月1日以後に支払を受けるべき公的年金等（同条第1項に規定する公的年金等をいう。以下この項において同じ。）について提出する扶養親族等申告書（同条第3項に規定する扶養親族等申告書をいう。）について適用し、同

日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した扶養親族申告書（改正前の条例第27条の3第3項に規定する扶養親族申告書をいう。）については、なお従前の例による。

4 地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号。以下「地方税法等改正法」という。）附則第10条第6項に規定する場合における改正前の条例附則第78項又は第79項の規定により読み替えて適用される改正前の条例附則第22項の規定による控除については、なお従前の例による。

5 改正後の条例第19条第13項及び第15項、第25条第4項、第26条第1項ただし書並びに第27条第2項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

6 昭和38年1月2日から令和4年3月31日までの間に新築された住宅（改正前の条例第49条に規定する住宅をいう。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 昭和39年1月2日から令和4年3月31日までの間に新築された住宅（改正前の条例第50条に規定する住宅をいう。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 改正前の条例附則第10項第2号の規定は、地方税法等改正法附則第13条第4項の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）（以下「改正前の地方税法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備（同項第5号に掲げる施設又は設備に限る。）に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

9 改正前の条例附則第66項の規定は、地方税法等改正法附則第13条第14項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は地方税法等改正法附則第13条第15項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の地方税法附則第15条の9第10項に規定す

る熱損失防止改修専有部分に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、市長が別に定める。

- 10 改正前の条例附則第69項の規定は、地方税法等改正法附則第13条第16項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の地方税法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は地方税法等改正法附則第13条第17項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の地方税法附則第15条の9の2第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、市長が別に定める。

(説明)

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）の施行等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第68号

尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当
に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当に関する
条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年6月7日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当
に関する条例の一部を改正する条例

(尼崎市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 尼崎市職員退職手当支給条例(昭和24年尼崎市条例第37
号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第5項又は第7項」を「第6項又は第8項」に改
め、同条第3項中「第6項又は第8項」を「第7項又は第9項」に改
め、同項ただし書中「雇用保険法」を「同法」に改め、同条第17項
を同条第18項とし、同条第16項中「第5項から第11項」を「第
6項から第12項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項
中「第11項」を「第12項」に、「第5項又は第6項」を「第6項
又は第7項」に、「第7項又は第8項」を「第8項又は第9項」に改
め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「第11項第4号」を
「第12項第4号」に、「第11項の」を「第12項の」に改め、同
項を同条第15項とし、同条第13項中「第11項第3号」を「第1
2項第3号」に、「第11項の」を「第12項の」に改め、同項を同
条第14項とし、同条第12項を同条第13項とし、同条第11項中
「第5項」を「第6項」に改め、同項第5号中「第4条第8項」を
「第4条第9項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第7項から
第10項までを1項ずつ繰り下げ、同条第6項中「第8項」を「第9
項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第7項」を「第
8項」に、「第2号」を「同号」に改め、同項を同条第6項とし、
同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で当該支給に係る退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他市規則で定めるものを除く。以下この項において同じ。）を開始したものその他これに準ずる者として市規則で定める者が、市規則で定めるところによりこれらの者に該当する旨を市長に申し出た場合には、当該事業の実施期間（その日数が、4年からその申し出た者に係る支給期間（第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する支給期間をいう。以下この項において同じ。）の日数を控除した日数を超える場合にあっては、当該実施期間からその超える日数を控除した期間）については、当該者に係る支給期間に算入しない。

第12条の4第1項中「第6項又は第8項」を「第7項又は第9項」に改め、同条第2項中「第5項又は第7項」を「第6項又は第8項」に改める。

附則第8項中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「第8条第10項」を「第8条第11項」に改める。

（尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第2条 尼崎市教育職員の退職手当に関する条例（昭和35年尼崎市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第5項又は第7項」を「第6項又は第8項」に改め、同条第3項中「第6項又は第8項」を「第7項又は第9項」に改め、同項ただし書中「雇用保険法」を「同法」に改め、同条第17項を同条第18項とし、同条第16項中「第5項から第11項」を「第6項から第12項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「第11項」を「第12項」に、「第5項又は第6項」を「第6項又は第7項」に、「第7項又は第8項」を「第8項又は第9項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「第11項第4号」を「第12項第4号」に、「第11項の」を「第12項の」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項中「第11項第3号」を「第12項第3号」に、「第11項の」を「第12項の」に改め、同

項を同条第14項とし、同条第12項を同条第13項とし、同条第11項中「第5項」を「第6項」に改め、同項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第7項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、同条第6項中「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第7項」を「第8項」に、「、第2号」を「、同号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で当該支給に係る退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他市規則で定めるものを除く。以下この項において同じ。）を開始したものその他これに準ずる者として市規則で定める者が、市規則で定めるところによりこれらの者に該当する旨を教育委員会に申し出た場合には、当該事業の実施期間（その日数が、4年からその申し出た者に係る支給期間（第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する支給期間をいう。以下この項において同じ。）の日数を控除した日数を超える場合にあっては、当該実施期間からその超える日数を控除した期間）については、当該者に係る支給期間に算入しない。

第12条の4第1項中「第6項又は第8項」を「第7項又は第9項」に改め、同条第2項中「第5項又は第7項」を「第6項又は第8項」に改める。

付則第11項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「第10条第10項」を「第10条第11項」に改める。

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

(1) 第1条中尼崎市職員退職手当支給条例（以下「職員退職手当条例」という。）附則第8項の改正規定（「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める部分に限る。）及び第2条中尼崎

市教育職員の退職手当に関する条例（以下「教育職員退職手当条例」という。）付則第 1 1 項の改正規定（「平成 3 4 年 3 月 3 1 日」を「令和 7 年 3 月 3 1 日」に改める部分に限る。）並びに次項の規定 公布の日

(2) 第 1 条中職員退職手当条例第 8 条第 1 1 項第 5 号の改正規定及び第 2 条中教育職員退職手当条例第 1 0 条第 1 1 項第 5 号の改正規定
令和 4 年 1 0 月 1 日

2 前項第 1 号に掲げる改正規定による改正後の職員退職手当条例附則第 8 項及び当該改正規定による改正後の教育職員退職手当条例付則第 1 1 項の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

（職員の退職手当に関する経過措置）

3 第 1 条の規定による改正後の職員退職手当条例第 8 条第 5 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同項に規定する者に該当するに至った者について適用する。

（教育職員の退職手当に関する経過措置）

4 第 2 条の規定による改正後の教育職員退職手当条例第 1 0 条第 5 項の規定は、施行日以後に同項に規定する者に該当するに至った者について適用する。

（説 明）

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 2 号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第69号

尼崎市職員の厚生制度に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市職員の厚生制度に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年6月7日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員の厚生制度に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市職員の厚生制度に関する条例（昭和55年尼崎市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（設立）」に改め、同条中「本市職員に、この条例の定めるところにより、その厚生福利制度」を「市は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第42条の規定に基づき市の職員の厚生福利に関する事業」に、「組織させる」を「設立するものとする」に改める。

第2条の見出しを「（会員）」に改め、同条第1項中「本市職員のうち、」を「市の職員で」に、「をもって組織する」を「に該当するもの（尼崎市一般職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年尼崎市条例第2号）第1条に規定する職員その他市規則で定める職員を除く。）をもってその会員とする」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 厚生団体は、前項に規定する職員のほか、市規則で定める者をもってその会員とすることができる。

第4条第2項中「本市」を「市」に改める。

第6条中「この」の次に「条例に定めるもののほか、この」を加え、「市長が別に」を「市規則で」に改める。

付 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(説 明)

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律
(令和2年法律第40号)の制定等に伴い、条例改正が必要であるこ
とから、本案を提出する。

議案第70号

尼崎市職員の選挙業務特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市職員の選挙業務特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年6月7日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員の選挙業務特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市職員の選挙業務特殊勤務手当に関する条例（平成18年尼崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「1,757円40銭」を「1,742円62銭」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

選挙業務に係る基本手当額を変更するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 7 1 号

尼崎市選挙公営条例の一部を改正する条例について

尼崎市選挙公営条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市選挙公営条例の一部を改正する条例

尼崎市選挙公営条例（平成 5 年尼崎市条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「15, 800 円」を「16, 100 円」に改め、同号イ中「7, 560 円」を「7, 700 円」に改める。

第 6 条の 4 及び第 6 条の 5 中「7 円 5 1 銭」を「7 円 7 3 銭」に改める。

第 9 条第 1 号中「27 円 5 0 銭」を「28 円 3 5 銭」に、「573, 030 円」を「586, 905 円」に改め、同条第 2 号中「525 円 6 銭」を「541 円 3 1 銭」に、「310, 500 円」を「316, 250 円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市選挙公営条例第 4 条、第 6 条の 4、第 6 条の 5 及び第 9 条の規定は、この条例の施行の日以後にその期日が告示される尼崎市議会議員又は尼崎市長の選挙（以下「選挙」という。）について適用し、同日前にその期日が告示された選挙については、なお従前の例による。

（説 明）

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 1 7 2

号) の施行に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 72 号

尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例について

尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例

(尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第 1 条 尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 48 年尼崎市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「当該」の次に「告示に係る」を加え、「市長に」を削り、「意見書を」の次に「市長に」を加え、同条第 3 項中「遅滞なく、」の次に「これを」を加える。

第 7 条の 2 中「場合」の次に「において、生活環境影響調査書を作成し、又は前条第 1 項の規定による提出を受けたとき」を加え、「定める」を「規定する」に改め、「生活環境影響調査書等」の次に「又は受託生活環境影響調査書等」を加え、同条各号中「対象施設」の次に「又は非常災害時対象施設」を加え、同条を第 7 条の 2 の 2 とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(災害廃棄物処分受託者の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出に関する手続)

第 7 条の 2 市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者は、法第 9 条の 3 の 3 第 1 項の規定による非常災害時対象施設（当該処分を行うための一般廃棄物処理施設で前条第 1 項第 1 号に該当するもの（本市の区域内に設置されるものに限る。）をいう。以下同じ。）の設置の届出又は法第 9 条の 3 の 3 第 3 項において読み替えて準用する法第 9 条の 3 第 8 項の規定による非常災害時対象施設の変更の届出をするため、受託生活環境影響調査書（非常

災害時対象施設を設置し、又は変更することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類をいう。以下同じ。)を作成したときは、規則で定めるところにより、当該受託生活環境影響調査書及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類(以下「受託生活環境影響調査書等」という。)その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による提出があったときは、速やかに、当該提出を行った者(以下この条において「提出者」という。)が受託生活環境影響調査書等を縦覧に供する旨その他規則で定める事項を告示するものとする。
- 3 前項の規定による告示があったときは、当該告示に係る提出者は、規則で定める場所において、その提出に係る受託生活環境影響調査書等を当該告示の日から1月以内で非常災害の状況を勘案して市長が別に定める期間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 4 第2項の規定による告示があったときは、当該告示に係る非常災害時対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、前項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間以内で非常災害の状況を勘案して市長が別に定める期間を経過する日までに、生活環境の保全上の見地からの意見書を当該告示に係る提出者に提出することができる。
- 5 前項の規定による意見書の提出があったときは、当該意見書の提出を受けた提出者は、当該意見書に記載された意見についての提出者の見解を記載した書類を作成し、遅滞なく、これを当該意見書を提出した者に送付しなければならない。

第8条第1項中「本市」を「一般廃棄物処理計画に基づき市」に改め、「(特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物(以下「特定家庭用機器廃棄物」という。))にあつては、収集及び運搬に限る。)」を削り、同項ただし書中「当該クリーンセンターの」を「その」に改め、同条第

2項中「前項の」を削り、「市長の」を「市長が別に」に改め、同条第3項中「市長が」を「規則で」に改める。

別表第1第1項中「（特定家庭用機器廃棄物を除く。）」を削り、「につき 5, 400円」を「ごとに1辺1.8メートルの立方体の体積に相当する量につき5, 400円」に改め、同表第2項中「及び特定家庭用機器廃棄物」を削り、同表第3項中「つき 5, 700円」を「つき5, 700円」に改め、同表第4項中「つき 16, 800円」を「つき16, 800円」に改め、同表第5項中「つき 2, 700円」を「つき2, 700円」に改める。

第2条 尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

尼崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

第1条及び第2条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号。以下「循環基本法」という。）の趣旨にのっとり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるとともに、廃棄物の発生の抑制、再使用（循環基本法第2条第5項に規定する再使用をいう。以下同じ。）及び再生利用（同条第6項に規定する再生利用をいう。以下同じ。）（以下「廃棄物発生抑制等」という。）による廃棄物の減量の推進及び廃棄物の適正な処理の確保に関し必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに循環型社会（同条第1項に規定する循環型社会をいう。）の形成を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って排出される一般廃棄物

をいう。

(2) 市民等 市民（本市の区域内に住所若しくは勤務場所を有し、又は本市の区域内に存する学校等に通学する者をいう。）、本市の区域内に滞在する者及び本市の区域内を通行する者をいう。

(3) 事業者 本市の区域内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

(4) 家庭系廃棄物 事業系一般廃棄物以外の一般廃棄物（規則で定めるものを除く。）をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例における用語の意義は、法における用語の意義による。

第12条中「市長が」を「規則で」に改め、同条を第23条とする。

第11条第1項中「第8条から前条まで」を「第17条第1項又は前2条」に改め、同条第2項中「第8条から前条まで」を「第17条第1項又は前2条」に改め、同項ただし書中「第8条」を「第17条第1項」に改め、同条を第20条とし、同条の次に次の2条を加える。
（報告の徴収、立入検査等）

第21条 市長は、法第18条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者、占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

2 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者、事業者その他の関係者が占有し、所有権若しくは区分所有権を有し、若しくは管理する土地若しくは建物に立ち入らせ、必要な検査をさせ、又は関係者に質問をさせることができる。

3 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（尼崎市行政手続条例の適用除外）

第22条 第12条第4項の規定による命令については、尼崎市行政
手続条例（平成8年尼崎市条例第1号）第3章の規定は、適用しな
い。

第10条を第19条とし、第7条から第9条までを第13条から第
18条までとする。

第6条の見出しを「（廃棄物の排出等）」に改め、同条第4項及び
第5項を削り、同条第3項中「その排出する」を「その土地又は建物
内の」に、「危険を除去する等適切な処置を施した後、排出するよう
に努めなければ」を「市長の指示に従い適正に処理しなければ」に改
め、同項を同条第4項とし、同条第2項を削り、同条第1項中「占有
者」の前に「前2項の規定にかかわらず、」を加え、同項を同条第3
項とし、同項の前に次の2項を加える。

家庭系廃棄物を排出しようとする者は、一般廃棄物処理計画に定
める分別の区分及び排出方法（以下「計画分別区分等」とい
う。）に従いこれを排出しなければならない。ただし、市長が特
別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 事業者は、一般廃棄物処理計画に定めるところに従い事業系一般
廃棄物を処理しなければならない。

第6条を第7条とし、同条の次に次の5条を加える。

（廃棄物の排出等に係る勧告等）

第8条 市長は、前条第1項の規定に違反して家庭系廃棄物を排出し
た者又は同条第2項の規定に違反して事業系一般廃棄物を処理した
事業者に対し、これらの規定を遵守すべきことを指導し、又は勧告
することができる。

2 市長は、前項の規定による指導又は勧告を受けた者が正当な理由
なく当該指導又は勧告に従わないときは、当該者に対し、前条第1
項及び第2項の規定を遵守すべきことを命ずることができる。

（廃棄物の排出等に係る違反公表）

第9条 市長は、前条第2項の規定による命令を受けた者（事業者に
限る。以下「公表対象者」という。）が正当な理由なく当該命令に

従わないときは、規則で定めるところにより、規則で定める事項を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表（以下「違反公表」という。）を行おうとする場合は、あらかじめ、当該違反公表に係る公表対象者に違反公表を行う旨及びその理由を通知するとともに、当該公表対象者が意見を述べ、及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

3 違反公表に係る命令対象者が意見を述べ、又は自己に有利な証拠を提出した場合には、市長は、当該違反公表の際、当該意見及び証拠の内容を併せて公表しなければならない。

（共同住宅の所有者等の義務等）

第10条 共同住宅（本市の区域内に存するもので賃貸借又は使用貸借の用に供するものに限る。以下この項において同じ。）の所有者若しくは区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）又は共同住宅を管理する者として市長が別に定める者（以下「管理受託者等」という。）は、当該共同住宅の居住者に対し、家庭系廃棄物に係る計画分別区分等を周知しなければならない。

2 第6条第1項の規定にかかわらず、共同住宅の所有者又は管理組合（区分所有法第3条に規定する団体をいう。）若しくは管理受託者等（以下「共同住宅の所有者等」という。）は、その共同住宅について家庭系廃棄物を排出すべき場所又は設備（以下「ごみ集積所」という。）を設けた場合は、当該ごみ集積所を清潔に保ち、適正に管理しなければならない。

3 市長は、共同住宅の所有者等に対し、その共同住宅に設けられたごみ集積所の適正な管理に必要な措置について指導することができる。

（特定事業用建築物の所有者等の義務等）

第11条 全部又は一部を事業の用に供する建築物で規則で定めるも

の（本市の区域内に存するものに限る。以下「特定事業用建築物」という。）の所有者若しくは区分所有者（事業の用に供する部分の区分所有権（区分所有法第2条第1項に規定する区分所有権をいう。）を有する者に限る。）又は特定事業用建築物を管理する者として市長が別に定める者（以下これらを「特定事業用建築物の所有者等」という。）は、市長が別に定めるところにより、廃棄物の減量及び適正処理に関する計画（以下「減量計画」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。当該減量計画を変更したときも、同様とする。

2 特定事業用建築物の所有者等は、その特定事業用建築物に係る減量計画の立案並びに当該減量計画に基づく廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、市長が別に定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。当該廃棄物管理責任者を変更したときも、同様とする。

3 市長は、特定事業用建築物の所有者等が前2項の規定に違反し、又はその特定事業用建築物に係る減量計画に従って廃棄物の減量及び適正な処理に係る措置を講じていないと認めるときは、当該特定事業用建築物の所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

（収集、運搬又は保管の禁止等）

第12条 市及び市長が指定する者（以下この条において「市等」という。）以外のものは、一般廃棄物処理計画に定めるところにより市等が収集すべき家庭系廃棄物のうち紙類、缶等で規則で定めるものを自ら収集し、運搬し、若しくは保管し、又は第三者（市等を除く。）にこれらの行為をさせてはならない。

2 集団回収団体を構成する者及び当該集団回収団体から集団回収資源を譲り受け、又は集団回収資源の運搬の委託を受けた者（以下「集団回収団体等」という。）以外のものは、当該集団回収団体による集団回収の用に供するために排出された紙類、缶等で規則で定めるものを自ら収集し、運搬し、若しくは保管し、又は第三者（当

該集団回収団体等を除く。)にこれらの行為をさせてはならない。

- 3 市長は、前2項の規定に違反する行為（以下「禁止行為」という。）があったときは、当該禁止行為を行った者に対し、その後において禁止行為を行ってはならないことを指導し、又は勧告することができる。
- 4 市長は、前項の規定による指導又は勧告を受けた者がその指導又は勧告に従わないで禁止行為を行ったときは、当該者に対し、その後において禁止行為を行ってはならないことを命ずることができる。
第5条を削り、第4条を第6条とする。

第3条の2を削る。

第3条第2項を次のように改める。

- 2 事業者は、その事業活動において、製品の開発に当たって長期間使用することができるようその修理等の体制を併せて確保すること、商品の販売に当たって簡素な容器又は包装を用いること、食品ロスの削減（食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）第2条第2項に規定する食品ロスの削減をいう。以下同じ。）に取り組むこと等により、廃棄物の発生を抑制するよう努めなければならない。

第3条第6項中「事業者は、」を削り、「定めるもののほか、」を「規定するもののほか、事業者は、廃棄物発生抑制等による廃棄物の減量に努めるとともに、当該」に、「その他その」を「の推進及び廃棄物の」に、「確保等に関し」を「確保に係る」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

- 3 事業者は、その事業活動において、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）、再生部品（同条第5項に規定する再生部品をいう。）及び再生品の使用に努めなければならない。
- 4 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再使用又は再生利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再

使用又は再生利用の容易な製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等の再使用又は再生利用の方法についての情報を提供すること、使用後の製品、容器等の回収策を講ずること等により、その製品、容器等の再使用又は再生利用の促進に努めなければならない。
第3条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(市民等の責務)

- 第5条 市民等は、物品等の調達に当たって長期間使用することができるもの又は簡素な容器若しくは包装が用いられたものを選択すること、食品ロスの削減に取り組むこと等により、廃棄物の発生を抑制するよう努めなければならない。
- 2 市民等は、自己が排出する廃棄物について再使用又は再生利用をすることができる物の分別を行うとともに、集団回収（自治会その他の営利を目的としない団体で市長の登録を受けたもの（以下「集団回収団体」という。）が再使用又は再生利用に供するために循環資源（循環基本法第2条第3項に規定する循環資源をいう。）で市長が別に定めるもの（以下「集団回収資源」という。以下同じ。）を収集し、及び保管することをいう。以下同じ。）その他の廃棄物の減量を目的とする市民等の自主的な活動に協力するよう努めなければならない。
- 3 市民等は、再生利用を促進するため、事業者が使用後の製品、容器等を回収することに協力するよう努めなければならない。
- 4 前各項に規定するもののほか、市民等は、廃棄物発生抑制等による廃棄物の減量に努めるとともに、当該廃棄物の減量の推進及び廃棄物の適正な処理の確保に係る市の施策に協力しなければならない。
- 第2条の2第1項中「一般廃棄物処理計画（法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画をいう。以下同じ。）を定め、これ」を「市が定める一般廃棄物処理計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）」に、「市域内」を「本市の区域内」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「廃棄物の排出を抑制し、及びその」を「廃棄物発生抑制等による廃棄物の減量を推進し、及び廃棄物の」に、「市民」

を「市民等」に、「啓発を図るよう努めなければ」を「啓発等を図らなければ」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 前2項に規定するもののほか、市長は、廃棄物発生抑制等による廃棄物の減量の推進及び廃棄物の適正な処理の確保のために必要な施策を策定し、及び実施するものとする。

第2条の2を第3条とする。

本則に次の3条を加える。

(罰則)

第24条 第12条第4項の規定による命令に違反して禁止行為を行った者は、200,000円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(過料)

第26条 市長は、第8条第2項の規定による命令を受けた者が、当該命令を受けた日の翌日から起算して1年を経過する日までの間に、再度第7条第1項の規定に違反して家庭系廃棄物を排出し、又は同条第2項の規定に違反して事業系一般廃棄物を処理したときは、当該者に対し、2,000円以下の過料を科することができる。

別表第1第1項、第2項及び摘要中「一般家庭から排出されるごみ」を「家庭系廃棄物」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

(説 明)

廃棄物の減量の推進及び適正な処理の確保を図るため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 73 号

尼崎市立クリーンセンター条例の一部を改正する条例について

尼崎市立クリーンセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立クリーンセンター条例の一部を改正する条例

尼崎市立クリーンセンター条例（昭和 36 年尼崎市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

尼崎市立クリーンセンターの設置及び管理に関する条例

第 4 条を削る。

第 3 条中「産業廃棄物」の次に「（法第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物をいう。）」を加え、「とあわせて」を「（同条第 2 項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）と併せて」に、「でき」を「できるものとして規則で定めるもので」に改め、「とし、市長が指定するもの」及び「、自然還元処理」を削り、同条を第 4 条とする。

第 2 条中「次」を「次表」に改め、同条を第 3 条とする。

第 1 条中「市内の廃棄物」を「本市の区域内における廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。））」に、「、尼崎市立クリーンセンター（以下「」を「の施設として」に改め、「」という。）」を削り、同条を第 2 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（この条例の趣旨）

第 1 条 この条例は、尼崎市立クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

第 5 条の見出しを「（利用の許可等）」に改め、同条中「使用しよ

う」を「利用しよう」に改め、同条に次の2項を加える。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしないことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用許可を受けようとしたとき。
- (2) 別に定める基準に適合していないとき。
- (3) その他クリーンセンターの管理上支障があるとき。

3 市長は、クリーンセンターの管理上必要な限度において、利用許可に条件を付することができる。

第6条中「前条の許可」を「利用許可」に、「者は」を「者（以下「利用者」という。）は、市長が別に定めるところにより」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

第7条を次のように改める。

（搬入基準の遵守）

第7条 利用者は、廃棄物をクリーンセンターに搬入するに当たっては、その利用許可の条件及び市長が別に定める基準に従わなければならない。

第8条中「関し」を「ついて」に、「市長が」を「規則で」に改め、同条を第11条とし、第7条の次に次の3条を加える。

（禁止行為）

第8条 クリーンセンターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) クリーンセンターの施設若しくは設備その他の物件（以下「付属設備」という。）を汚損し、毀損し、若しくは滅失させ、又はこれらのおそれがある行為
- (2) その他規則で定める行為

（利用の制限等）

第9条 市長は、利用者が第7条の規定に違反して廃棄物をクリーンセンターに搬入しようとするときは、その廃棄物の受入れを拒否するこ

とができる。

- 2 市長は、利用者が、前項の規定による廃棄物の受入れの拒否を受けたとき又は第7条の規定に違反して廃棄物をクリーンセンターに搬入したときは、当該利用者に対し、当該規定を遵守するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 市長は、前項の規定による命令を受けた利用者が正当な理由なく第7条の規定に違反して廃棄物をクリーンセンターに搬入しようとし、又は搬入したときは、当該利用者に対し、相当の期間を定めて、クリーンセンターへの廃棄物の搬入の一部又は全部の禁止を命ずることができる。
- 4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は利用許可の条件を変更することができる。
 - (1) 利用者が偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。
 - (2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
 - (3) 利用者がクリーンセンターの施設又は付属設備を毀損し、又は滅失させ、その機能に重大な障害を与えたとき。
 - (4) 使用料を市長が指定する日までに納付しないとき。
 - (5) 前項の規定による命令を受けた利用者が第7条の規定に違反して廃棄物をクリーンセンターに搬入しようとし、又は搬入したとき。
 - (6) その他市長がクリーンセンターの管理上支障があると認めるとき。
- 5 市長は、次のいずれかに該当するときは、クリーンセンターの利用を拒否し、又はクリーンセンターからの退場を命ずることができる。
 - (1) 前条の規定に違反する行為があったとき又は当該行為を行うおそれがあるとき。
 - (2) その他市長がクリーンセンターの管理上支障があると認めるとき。
- 6 市は、第1項から前項までの規定による処分を受けた者が、これらの処分によって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

(原状回復義務等)

第10条 自己の責めに帰すべき事由によりクリーンセンターの施設又

は付属設備を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(説 明)

クリーンセンターにおける廃棄物の適正搬入等の推進を図るため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第74号

阪神尼崎駅周辺公共施設を一体的に管理するための関係条例
の整備に関する条例について

阪神尼崎駅周辺公共施設を一体的に管理するための関係条例の整備に
関する条例を次のように制定する。

令和4年6月7日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

阪神尼崎駅周辺公共施設を一体的に管理するための関係条例
の整備に関する条例

(尼崎市都市公園条例の一部改正)

第1条 尼崎市都市公園条例(昭和33年尼崎市条例第17号)の一部
を次のように改正する。

第1条の3中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第
1項ただし書の条例で定める範囲は、政令第6条第6項に規定する
建築物に限り、当該建築物の建築面積の総計の公園の敷地面積に対
する割合は100分の10以下とする。

4 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第62条の7第
1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条
例で定める範囲は、政令第6条第7項に規定する建築物に限り、当
該建築物の建築面積の総計の公園の敷地面積に対する割合は100
分の10以下とする。

第22条中「小田南公園」を「中央公園」に改め、「猪名川公園」
の次に「、小田南公園」を加える。

(尼崎市民広場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 尼崎市民広場の設置及び管理に関する条例(平成14年尼崎市
条例第41号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、規則で定めるところにより」を削り、同条第2
項を次のように改める。

2 市長は、前項各号に掲げる行為が次の各号のいずれにも該当しな

いと認めるときは、同項の許可をすることができる。

- (1) 公衆の広場の利用に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (2) 公の秩序、善良の風俗その他公益を害するおそれがあるとき。
 - (3) 広場の施設又は設備、工作物その他の物件（以下「付属設備」という。）を汚損し、毀損し、又は滅失させるおそれがあるとき。
- 第5条に次のただし書を加える。

ただし、第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げる行為に限り、あらかじめ市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

第5条第1号を次のように改める。

- (1) 広場の施設若しくは付属設備を汚損し、毀損し、若しくは滅失させ、又はこれらのおそれがある行為

第5条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号中「はり紙」を「貼り紙」に、「はり札」を「貼り札」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号中「こと。」を「行為」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「事項」を「行為」に改め、同号を同条第7号とする。

第9条ただし書中「市長が」を「規則で定める」に改める。

第11条を第18条とする。

第10条中「広場」の前に「自己の責めに帰すべき事由により」を加え、「設備その他の物件」を「付属設備」に、「き損し」を「毀損し」に、「これ」を「、これ」に改め、同条ただし書を削り、同条を第11条とし、同条の次に次の6条を加える。

（広場の管理）

第12条 広場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の指定の申請）

第13条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則で定めるところにより、指定管理者指定申請書に事業計画書その他規則で

定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(指定管理者の選定)

第14条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請の内容を次の各号に掲げる基準に照らして審査し、広場の管理を行わせるに最適な法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 広場の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 広場の管理を安定して行う能力を有していること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、広場の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

(指定管理者の指定等の公告)

第15条 市長は、前条の規定により選定した法人等を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又はその管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第16条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 広場においてする行為（第4条第1項各号及び第5条第3号に掲げる行為に限る。）の許可、その取消しその他広場の利用に関すること。
- (2) 広場においてする行為（第4条第1項各号に掲げる行為に限る。）に係る使用料の徴収、減免及び還付に関すること。
- (3) 広場の施設及び付属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第17条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、広場の管理を行わなければならない。

第9条の次に次の1条を加える。

(許可の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、広場の原状への回復、広場からの退去その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(1) この条例の規定による許可を受けた者が偽りその他不正の手段により当該許可を受けたとき。

(2) この条例の規定による許可を受けた者が当該許可の条件に違反したとき。

(3) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為があったとき。

(4) 公衆の広場の利用に著しい支障が生ずるとき。

(5) その他市長が広場の管理上支障があり、又は公益上やむを得ない必要があると認めるとき。

2 市は、前項の規定による処分を受けた者が、当該処分によって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

(尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例(平成23年尼崎市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「をいう」を「並びに道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条の表に掲げる大型自動2輪車及び普通自動2輪車(これらの自動車のうち側車付きのものを除く。以下「2輪自動車」という。)をいう」に改める。

第4条第2項中「に原動機付自転車を」の次に「、2輪自動車を駐車させることができない駐車場に2輪自動車を」を加える。

第6条第1項中「駐車場」の次に「(一時利用にあつては、規則で定める駐車場を除く。以下この条、次条、第8条第2項及び第15条第1号において同じ。)」を加え、同条第2項中「ものとする」を「ことができる」に改め、同項第2号及び第3号中「駐車しよう」を

「駐車させよう」に改める。

第 8 条第 1 項ただし書を削る。

第 10 条第 1 項中「許可利用者（定期許可利用者にあつては、更新許可を受けた者を含む。以下同じ。）」を「駐車場を利用する者」に改める。

第 11 条第 1 項中「含む。」の次に「次条を除き、」を加える。

第 12 条中「許可利用者（」の次に「定期許可利用者にあつては更新許可を受けた者を含み、」を加え、「、従業員等利用者」を「従業員等利用者」に改め、「第 14 条及び第 18 条を除き、以下同じ。」を削る。

第 13 条中「許可利用者は、駐車場内において」を「駐車場においては、」に改める。

第 14 条中「許可利用者」を「定期許可利用者」に改める。

第 15 条第 1 号中「駐車している」を「駐車させている」に改め、同条第 2 号中「に係る駐車許可を受けた日」を「にあつては、駐車場に入庫させた日」に、「駐車している」を「駐車させている」に改める。

第 16 条の見出しを「（入庫の禁止等）」に改め、同条第 1 項中「許可利用者が次」を「次の各号」に、「駐車許可を取り消し、」を「駐車場への自転車等の入庫を禁止し、駐車許可を取り消し、駐車許可の条件を変更し、又は」に、「を命じ、又はこれらの処分をしたうえで」を「若しくは」に改め、同項第 2 号中「違反した」を「違反する行為があった」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 1 号中「偽り」の前に「許可利用者（定期許可利用者にあつては、更新許可を受けた者を含む。以下同じ。）が、」を加え、同号を同項第 2 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(3) 許可利用者が駐車許可の条件に違反したとき。

第 16 条第 1 項に第 1 号として次のように加える。

(1) 第 13 条各号に掲げる行為を行うおそれがあるとき。

第 16 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(5) その他市長が駐車場の管理上支障があると認めるとき。

第16条第2項中「駐車許可の取消し、駐車場の利用の停止の命令又は自転車等の撤去の命令」を「処分」に、「これらの」を「当該」に改める。

第17条第1項中「設備その他の物件」を「付属設備」に改め、同条第2項中「本市は」を「市は」に、「許可利用者に」を「その利用者に」に改め、同項第2号中「許可利用者又は」を削り、同項第3号中「本市」を「市」に改める。

第23条第1号を次のように改める。

(1) 駐車場の利用及びその制限に関すること。

第23条第2号中「料金」の次に「（尼崎市立阪神尼崎駅西自転車駐車場及び尼崎市立阪神尼崎駅北自転車駐車場（以下「特定自転車等駐車場」という。））にあつては、第25条第1項に規定する利用料金）」を加える。

第25条を第26条とし、第24条の次に次の1条を加える。

（利用料金）

第25条 第19条の規定により指定管理者に特定自転車等駐車場の管理を行わせる場合にあつては、特定自転車等駐車場を利用しようとする者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 利用料金は、別表第2（摘要を除く。）及び別表第3に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

4 利用料金を徴収する時期は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。当該時期を変更しようとするときも、同様とする。

5 第10条第2項及び第3項の規定は、利用料金について準用する。
この場合において、同条第2項中「市長」とあるのは「指定管理

者」と、同条第3項ただし書中「ただし、」とあるのは「ただし、指定管理者が」と読み替えるものとする。

別表第1 尼崎市立立花駅第2自転車駐車場の項、尼崎市立立花駅第3自転車駐車場の項及び尼崎市立立花駅第5自転車駐車場の項から尼崎市立立花駅第7自転車駐車場の項までの規定中「自転車等」を「自転車及び原動機付自転車」に改め、同表に次の2項を加える。

尼崎市立阪神尼崎駅西 自転車駐車場	尼崎市神田中通3丁目	自転車等
尼崎市立阪神尼崎駅北 自転車駐車場	尼崎市神田中通1丁目	自転車

別表第2（摘要を除く。）中「金額」を「金額（1回1台につき）」に、「1回につき 150円」を「につき160円」に改め、「原動機付自転車」の次に「及び2輪自動車」を加え、「1回につき 300円」を「につき310円」に改める。

別表第3中「金額」を「金額（1台につき）」に改め、同表自転車の項中「2, 100円」を「2, 200円」に、「5, 900円」を「6, 170円」に改め、同表原動機付自転車の項の次に次の2項を加える。

2輪自動車（総排気量が0.125リットル以下のもの及び定格出力が1キロワット以下のものに限る。）	3, 140円	9, 010円
2輪自動車（総排気量が0.125リットルを超えるもの及び定格出力が1キロワットを超えるものに限る。）	3, 670円	10, 480円

（尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部改正）

第4条 尼崎市指定管理者選定委員会条例（平成25年尼崎市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第1第23項を次のように改める。

23 阪神尼崎駅前駐車場、尼崎市立城内地区自動車駐車場、尼崎市立阪神尼崎駅西自転車駐車場、尼崎市立阪神尼崎駅北自転車駐車場、中央公園、尼崎城址公園及び庄下川東広場（以下「阪神尼崎駅周辺公共施設」という。）

別表第1中第28項を削り、第29項を第28項とし、第30項を第29項とし、第31項を第30項とし、同表備考中「第21項」の次に「、第23項」を加え、「第29項」を「第28項」に改める。

別表第2第13項を次のように改める。

13 阪神尼崎駅周辺公共施設

別表第2中第16項を削り、第17項を第16項とし、第18項を第17項とし、第19項を第18項とし、同表備考中「第11項」の次に「、第13項」を加え、「第17項」を「第16項」に改める。
(尼崎市立城内地区自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 尼崎市立城内地区自動車駐車場の設置及び管理に関する条例（令和2年尼崎市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第13条を第19条とし、第12条を第18条とし、第11条の次に次の6条を加える。

（駐車場の管理）

第12条 駐車場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の指定の申請）

第13条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則で定めるところにより、指定管理者指定申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（指定管理者の選定）

第14条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請

の内容を次の各号に掲げる基準に照らして審査し、駐車場の管理を行わせるに最適な法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 駐車場の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 駐車場の管理を安定して行う能力を有していること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

(指定管理者の指定等の公告)

第15条 市長は、前条の規定により選定した法人等を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又はその管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第16条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 駐車場の利用及びその制限に関すること。
- (2) 料金の徴収、減免及び還付に関すること。
- (3) 駐車場の施設及び付属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第17条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、駐車場の管理を行わなければならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条及び次項から付則第7項までの規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 中央公園及び尼崎城址公園に係る指定管理者（第1条の規定による

改正後の尼崎市都市公園条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第22条に規定する指定管理者をいう。）の指定に関する手続は、この条例の施行前においても、改正後の条例及び改正後の条例に基づく規則の規定の例により行うことができる。

3 庄下川東広場に係る指定管理者（第2条の規定による改正後の尼崎市民広場の設置及び管理に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第12条に規定する指定管理者をいう。）の指定に関する手続は、この条例の施行前においても、改正後の条例及び改正後の条例に基づく規則の規定の例により行うことができる。

4 尼崎市立阪神尼崎駅西自転車駐車場及び尼崎市立阪神尼崎駅北自転車駐車場（以下「特定自転車等駐車場」という。）の定期利用（尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（以下「自転車等駐車場条例」という。）第3条第3号に規定する定期利用をいう。以下同じ。）に係る駐車許可（第3条の規定による改正後の自転車等駐車場条例（以下この項及び次項において「改正後の条例」という。）第6条第2項に規定する駐車許可をいう。以下同じ。）の手続、当該駐車許可に係る利用許可書及び駐車券の交付、当該駐車許可に係る定期利用料（自転車等駐車場条例第10条第2項に規定する定期利用料をいう。）の徴収及び還付の手続並びに当該駐車許可に係る駐車標章の交付は、この条例の施行前においても、改正後の条例及び改正後の条例に基づく規則の規定の例により行うことができる。この場合において、公益財団法人自転車駐車場整備センターと特定自転車等駐車場に相当する駐車場の利用（定期利用に相当するものに限る。）に関する契約（その利用の期限をこの条例の施行の日の前日とするものに限る。）を締結している者は、優先的に当該駐車許可を受けることができるものとする。

5 特定自転車等駐車場の利用に係る駐車料金の額及び当該駐車料金を徴収する時期の承認の手続並びに特定自転車等駐車場に係る指定管理者（自転車等駐車場条例第19条に規定する指定管理者をいう。）の指定に関する手続は、この条例の施行前においても、改正後の条例及

び改正後の条例に基づく規則の規定の例により行うことができる。

- 6 尼崎市立城内地区自動車駐車場に係る指定管理者（第5条の規定による改正後の尼崎市立城内地区自動車駐車場の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第12条に規定する指定管理者をいう。）の指定に関する手続は、この条例の施行前においても、改正後の条例及び改正後の条例に基づく規則の規定の例により行うことができる。

（委任）

- 7 付則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が定める。

（説明）

阪神尼崎駅周辺の各公共施設における業務の効率化及び窓口の一元化によるサービス向上等を目的として、各公共施設を一括で指定管理者による管理を実施するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 75 号

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

尼崎市建築物等関係事務手数料条例（平成 12 年尼崎市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 34 号中「第 85 条第 5 項」を「第 85 条第 6 項」に改め、同項第 34 号の 2 中「第 85 条第 6 項」を「第 85 条第 7 項」に改め、同項第 39 号の 3 中「第 87 条の 3 第 5 項」を「第 87 条の 3 第 6 項」に改め、同項第 39 号の 4 中「第 87 条の 3 第 6 項」を「第 87 条の 3 第 7 項」に改める。

付 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 44 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（説 明）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 44 号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

その他

議案第76号

尼崎市総合計画の策定について

尼崎市のまちづくりの構想及び基本計画（以下「総合計画」と総称する。）を次のとおり策定するため、議決を求める。

令和4年6月7日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市総合計画（別冊）

（説 明）

第5次尼崎市総合計画の計画年限の到来を踏まえ、総合計画の策定が必要であることから、尼崎市議会の議決に付すべき事件を定める条例の規定により、本案を提出する。

議案第 77 号

事業契約の変更について

市営武庫 3 住宅第 2 期（宮ノ北住宅）建替事業契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和 4 年 6 月 7 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | |
|------------|---|
| 1 契約の目的 | 市営武庫 3 住宅第 2 期（宮ノ北住宅）建替事業契約の変更のため |
| 2 契約の内容 | 事業場所 尼崎市西昆陽 3 丁目 3 2 番 1 号ほか
事業概要 市営宮ノ北住宅の建替（関連する公共施設の整備を含む）並びに入居者移転支援業務 |
| 3 変更後の契約金額 | 10,646,300,766 円 |
| 4 変更後の契約期間 | 平成 28 年 10 月 11 日から令和 4 年 8 月 31 日まで |
| 5 契約の相手方 | 株式会社柄谷工務店、宮崎建設株式会社、株式会社トータルサプライ、株式会社市浦ハウジング&プランニング大阪支店、株式会社三弘建築事務所、株式会社アクロスコーポレーションを構成企業とするグループ
代表企業 尼崎市玄番南之町 4 番地
株式会社柄谷工務店
代表取締役 柄 谷 順 一 郎 |

（説 明）

平成 28 年 10 月 5 日に議決された市営武庫 3 住宅第 2 期（宮ノ北住宅）建替事業の変更に伴う事業契約の変更契約を締結するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 12 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

I 事業概要

内	容
市営宮ノ北住宅の建替（関連する公共施設の整備を含む） 並びに入居者移転支援業務	
今回変更内容	
物価変動等に伴う契約金額の増額	

II 変更前契約

- 1 契約の目的 市営武庫3住宅第2期（宮ノ北住宅）建替事業の実施のため
- 2 契約の内容 事業場所 尼崎市西昆陽3丁目32番1号ほか
事業概要 市営宮ノ北住宅の建替（関連する公共施設の整備を含む）並びに入居者移転支援業務
- 3 契約の方法 一般競争入札（総合評価）
- 4 契約の金額 10,245,923,600円
- 5 契約の期間 平成28年10月11日から令和4年8月31日まで
- 6 契約の相手方 株式会社柄谷工務店、宮崎建設株式会社、株式会社トータルサプライ、株式会社市浦ハウジング&プランニング大阪支店、株式会社三弘建築事務所、株式会社アクロスコーポレイションを構成企業とするグループ
代表企業 尼崎市玄番南之町4番地
株式会社柄谷工務店
代表取締役 柄 谷 順 一 郎